

苫小牧市チャレンジショップ等運営事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、商店街が集客力を向上し、地域住民に必要とされるコミュニティになるため、商店街にある空き店舗等を活用して行うチャレンジショップ等運営事業に要する経費に対し予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

- 第2条 この要綱において「連合会」とは、商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）に基づく商店街振興組合連合会で苫小牧に所在する者をいう。
- 2 この要綱において「商店街組織」とは小売業、サービス業等に属する事業を営むものが地域的に組織するもので、商店街振興組合（商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）に基づく団体）のほか任意の商店街組織で市長が認めるものをいう。
 - 3 この要綱において「補助事業」とは第3条に掲げる補助対象事業をいう。
 - 4 この要綱において「補助事業者」とは補助事業を行うものをいう。
 - 5 この要綱において「空き店舗等」とは市内にある空き店舗、空き家、空き地等のうち、そこで補助事業が行われることにより商店街の活性化に繋がると市長が認める空間をいう。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付対象となる事業は次の各号に掲げるものとする。

- (1) 商売をはじめてみたい者が試験的に営業を行うことができる店舗(以下チャレンジショップ)を運営する事業
 - (2) 商店街を訪れた者が集まり交流をすることができる施設(以下コミュニティ施設)を運営する事業
 - (3) 商店街の不足業種を補う店舗を設置し運営する事業
 - (4) その他事業者等が行う恒常的事業で、商店街の集客、にぎわい創出に資するものと市長が認めるもの
 - (5) 過去に本補助金を受けており、継続して行われている事業で、引き続き補助が必要であると市長が認めるもの(以下「継続事業」という。)
- 2 継続事業への補助については一回限りとする

(補助対象者)

第3条の2 補助対象者は次の各号に掲げるものとする。

- (1) 連合会
- (2) 商店街組織

2017.4.1改正

(3) 市内の事業者・団体等

(4) その他市長が認めるもの

2 前項第3号、第4号に掲げるものが事業の提案をする際には、連合会若しくは該当する商店街の推奨を受けるものとする。

(補助対象経費)

第4条 補助の対象となる経費（以下補助対象経費）は別表1に掲げるとおりとする。

(補助額)

第5条 補助額は、補助対象経費の10分の10以内とし、その上限は1,000千円とする。

(事業の提案)

第6条 補助金の交付を申請しようとするものは、チャレンジショップ等運営事業提案書（様式第1号）を市長に対して提出しなければならない。

(事業の採択)

第7条 市長は、チャレンジショップ等運営事業提案書の提出があつたときは、当該提案に係る事業の審査及び必要に応じて行う調査により、提案された事業が集客力の向上、地域住民に必要とされる商店街の形成、にぎわいの創出、空き店舗の減少、商店会加入者の増加等にどの程度資するか等を勘案し、予算の範囲内で事業の採択を行うものとする。

2 市長は、前項の規定による採択の結果、提案事業が採択となったときは、速やかにその内容を補助金の交付の申請をしようとする者に、チャレンジショップ等運営事業採択通知書（様式第2号）により通知するものとする。

3 市長は、第1項の規定による採択の結果、提案事業が不採択となったときは、速やかにその内容をその事業の提案を行った者に、チャレンジショップ等運営事業不採択通知書（様式第3号）により通知するものとする。

(補助金の交付申請)

第8条 前条第2項の規定による通知を受領した者は、次の各号に掲げる書類を市長に対して提出をしなければならない。

(1) 苫小牧市チャレンジショップ等運営事業補助金交付申請書（様式第4号）

(2) 苫小牧市チャレンジショップ等運営事業実施計画書（様式第5号）

(3) 苫小牧市チャレンジショップ等運営事業収支予算書（様式第6号）

(4) その他市長が必要とする書類

2 交付決定を受けた者のうち、前年度に引き続き補助金の継続交付申請を行おうとするものについては、速やかに次の各号に掲げる書類を市長に対して提出しなければならない

2017.4.1改正

い。

- (1) 苫小牧市チャレンジショップ等運営事業補助金継続交付申請書（様式第4-1号）
- (2) 苫小牧市チャレンジショップ等運営事業継続計画書（様式第5-1号）
- (3) 苫小牧市チャレンジショップ等運営事業収支予算書（様式第6号）
- (4) 次年度以降の事業の継続の見通しができる資料
- (5) その他市長が必要と認める書類

（補助金の交付決定及び通知）

第9条 市長は、補助金の交付申請があったときは、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行う調査により、当該申請に係る補助金の交付が法令及び本要綱並びに予算で定めるところに違反しないかどうか、補助事業の内容が適正であるかどうか、金額の算定に誤りがないかどうか等を調査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、速やかに補助金の交付の決定を行うものとする。

- 2 市長は補助金の交付の決定をしたときは、速やかにその決定の内容及びこれに条件を付した場合にはその条件を補助金の交付の申請をした者に苫小牧市チャレンジショップ等運営事業補助金交付決定通知書（様式第7号）により通知するものとする。
- 3 市長は、第1項の場合において、適正な交付を行うため必要があるときは、補助金の交付の申請に係る事項につき修正を加えて補助金の交付を決定することができる。
- 4 前項の規定により補助金の交付の申請に係る事項につき修正を加えてその交付の決定をするに当たっては、補助事業の遂行を不当に困難とさせないようにしなければならない。

（申請の取下げ）

第10条 補助事業者は前条の規定による通知を受領した場合において、当該通知に係る補助金の交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、補助事業者が前条の通知書を受領した日から起算して15日以内に苫小牧市チャレンジショップ等運営事業補助金交付申請取下書（様式第8号）を市長に対して提出することにより、申請の取下げをすることができる。

- 2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付決定はなかったものとみなす。

（補助金の概算払い）

第11条 市長が必要と認めたときは補助金の概算払いをすることができる。

（遂行状況報告）

第12条 補助事業者は、市長から要求があったときは、補助事業の遂行の状況に関し、市長に報告をしなければならない。

（補助事業の内容及び経費の変更）

2017.4.1改正

第13条 補助事業者は、補助事業の内容、補助対象経費及び補助金の額の変更をしようとするときは、あらかじめ苫小牧市チャレンジショップ等運営事業補助金変更交付申請書（様式第9号）を市長に対して提出し、その承認を受けなければならない。ただし、補助事業の達成に支障をきたすことのない事業内容の細部を変更する場合には、この限りではない。

（補助金の変更の決定）

第14条 市長は、前条の規定により補助事業の内容及び経費の変更があった場合において、その内容を審査し、補助金を変更交付すべきものと認めたときは、補助事業者に補助金の変更交付決定を行うものとする。

（補助金の交付の変更決定の通知）

第15条 市長は前条の規定による補助金の変更交付決定を行ったときは、速やかにその変更決定内容及びこれに条件を付した場合にはその条件を苫小牧市チャレンジショップ等運営事業補助金変更交付決定通知書（様式第10号）により補助事業者に通知するものとする。

（変更申請の取下げ）

第16条 補助金の変更交付を申請した補助事業者は、前条の規定による通知を受領した場合において、当該通知に係る補助金の変更交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、補助事業者が前条の通知を受領した日から起算して15日以内に苫小牧市チャレンジショップ等運営事業補助金変更交付申請取下書（様式第11号）を市長に対して提出し申請の取下げをすることができる。

（補助事業の遂行命令）

第17条 市長は、補助事業者が第12条の規定により提出する報告書により、補助事業が補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、補助事業者に対し、これらに従って当該補助事業を遂行するよう命ずることができる。

2 市長は、補助事業者が前項の命令に違反したときは、補助事業者に対し、当該補助事業の一時停止又は中止を命ずることができる。

（補助事業の中止又は廃止）

第18条 補助事業者は、補助事業を中止し又は廃止をしようとするときには、あらかじめ苫小牧市チャレンジショップ等運営事業中止（廃止）承認申請書（様式第12号）を市長に提出しその承認を受けなければならない。

（完了報告）

第19条 補助事業者は当該補助事業が完了したときは、その日から20日以内又は当該

2017.4.1 改正

年度の末日までのいずれか早い日までに次の各号に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 苫小牧市チャレンジショップ等運営事業完了報告書（様式第13号）
- (2) 苫小牧市チャレンジショップ等運営事業実績書（様式第14号）
- (3) 苫小牧市チャレンジショップ等運営事業収支決算書（様式第15号）
- (4) 事業内容や実施状況を確認できる記録写真等の資料
- (5) 当該補助事業に係る領収書の写し
- (6) その他市長が必要と認める書類

（補助金額の確定）

第20条 市長は、前条の規定による報告を受けた場合においては、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う調査により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し苫小牧市チャレンジショップ等運営事業補助金交付金額確定通知書（様式第16号）により当該補助事業者に通知するものとする。

（補助金の交付）

第21条 補助事業者は前条の規定による通知を受けたときは、苫小牧市チャレンジショップ等運営事業補助金精算払請求書（様式第17号）を提出することにより市長に補助金の交付を請求することができる。

2 補助事業者が第11条の規定による概算払いを受けようとするときは苫小牧市チャレンジショップ等運営事業補助金概算払請求書（様式第18号）に市長が必要とする書類を添えて市長に提出しなければならない。

3 市長は前項の規定による申請の承認又は不承認の決定を通知したときは、苫小牧市チャレンジショップ等運営事業補助金概算払承認（不承認）通知書（様式第19号）により補助事業者に通知するものとする。

4 市長は、補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が概算交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。

（是正のための措置）

第22条 市長は、補助事業の完了又は廃止に係る補助事業の成果の報告を受けた場合において、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、これに適合させるための措置をとるべきことを補助事業者に対して命ずることができる。

2 第19条の規定は、前項の規定による命令に従って行う場合について準用する。

（交付決定の取消）

第23条 市長は、補助事業者が次に掲げる場合には補助金の交付の決定の全部又は一部

2017.4.1改正

を取り消し、又は変更することができる。

- (1) 補助事業者が、補助金の交付決定の内容若しくはこれに付した条件又は本要綱に基づく市長の処分若しくは指示に違反した場合
 - (2) 補助事業者が法令又はこれに基づく市長の処分に違反した場合
 - (3) 補助事業者が補助事業に関して不正、怠慢又はその他の不適当な行為をした場合
 - (4) 補助事業者が補助金を補助対象事業以外の用途に使用した場合
 - (5) 補助事業者が第18条の規定による申請をし、その承認を受けた場合
- 2 前項の規定は、補助事業について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。
- 3 第9条第2項の規定は、第1項の規定による取消しをした場合について準用する。この場合通知については苫小牧市チャレンジショップ等運営事業補助金交付決定取消通知書（様式第20号）を用いる。

（事情変更による決定の取消し等）

- 第24条 市長は、補助金の交付決定をした場合において、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。ただし、補助事業のうち既に経過した期間に係る部分については、この限りではない。
- 2 市長が前項の規定により補助金等の交付の決定を取り消すことができる場合は、天災地変その他補助金等の交付の決定後生じた事情の変更により補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合その他政令で定める特に必要な場合に限る。
- 3 市長は、第1項の規定による補助金等の交付の決定の取消しにより特別に必要となった事務又は事業に対しては、本要綱で定めるところにより、補助金を交付するものとする。
- 4 第9条第2項の規定は、第1項の処分をした場合について準用する。この場合通知については苫小牧市チャレンジショップ等運営事業補助金交付決定取消通知書（様式第20号）を用いる。

（補助金の返還）

- 第25条 市長は、第23条第1項及び前条第1項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、苫小牧市チャレンジショップ等運営事業補助金返還命令書（様式第21号）にてその返還を命じなければならない。
- 2 市長は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、苫小牧市チャレンジショップ等運営事業補助金返還命令書（様式第21号）にてその返還を命じなければならない。

（補助金の返還期限）

2017.4.1改正

第26条 補助金の返還の期限については、前条第1項にあっては返還の命令がなされた日から20日以内とし、前条第2項にあっては、返還の命令に付した日とする。

(加算金及び延滞金)

第27条 補助事業者は、第23条第1項の規定又はこれに準ずる他の法律の規定による処分に関し、補助金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年10.95%の割合で計算した延滞金を市に納付しなければならない。

2 補助事業者は、補助金の返還を命ぜられ、これを納期までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95%の割合で計算した延滞金を市に納付しなければならない。

3 市長は前二項の場合においてやむを得ない事情があると認めるときは、加算金又は延滞金の全部又は一部を免除することができる。

(補助対象事業の検査等)

第28条 市長は、補助金に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは、補助事業者に対して報告をさせることができる。

(交付金の経理)

第29条 補助事業者は、補助金に係る経理を明らかにする帳簿を作成しなければならない。

(他の補助金等の一時停止)

第30条 市長は補助事業者が補助金の返還を命ぜられ、当該補助金加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、その者に対して、同種の事務又は事業について交付すべき補助金等があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該補助金等と未納付額とを相殺することができる。

(理由の提示)

第31条 市長は、補助金の交付の決定の取消し、補助事業の遂行若しくは一時停止の命令又は補助事業の是正のための措置の命令をするときは、補助事業者に対してその理由を示さなければならない。

(財産の管理、処分の制限)

第32条 補助事業者が、当該事業によって取得し、又は効用を増加させた財産（以下この条において「取得財産」という。）のうち、取得価格が単価又は効用の増加価格が50万円以上のものについて、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けなけれ

2017.4.1改正

ばならない

- 2 補助事業者が取得財産等を処分することにより収入があることを市長が認める場合には、その収入の全部又は一部を市に納付させることがある。
- 3 補助事業者は取得財産等については、事業完了後においても善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従ってその効率的な運営を図らなければならない。

(関係書類の整理保存)

第33条 補助事業者は第29条の規定による帳簿及びその他関係書類を、交付対象事業の完了の日の属する年度の終了後5年間保存しなければならない。

(その他必要な事項)

第34条 この要綱に定めるほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成27年 4月 1日から施行する。
(施行期日)
- 1 この要綱は、平成27年 9月 1日から施行する。
(施行期日)
- 1 この要綱は、平成28年 4月 1日から施行する。
(施行期日)
- 1 この要綱は、平成29年 4月 1日から施行する。

別表1 (第4条関係)

| 補助対象経費 | 内 容 |
|-----------|--|
| 賃金 | パート、アルバイト賃金（諸手当を含む。ただし役員報酬、家族従業員との給与及び補助期間終了月の人件費で、支払が翌月となる場合は含まない。） |
| 消耗品費 | オフィス事務用品費、文具、事務用品、コピー用紙等の消耗品。本体価格5万円以上のものについては写真添付必要。（現地確認を行う場合もあり） |
| 燃料費及び光熱水費 | 店舗の水道光熱費 |
| 食糧費 | コミュニティ施設来館者の食料、飲料。（補助事業者及びそのパートアルバイトの食料、飲料は含まない） |
| 印刷製本費 | パンフレット等の印刷代など |
| 通信運搬費 | 郵便料、宅配便料金、電話代など |
| 広告料 | 事業について周知の必要がある場合にテレビ、ラジオ、新聞、雑誌等に広告をするのに要する経費 |
| 手数料 | 登記、登録等各種証明手数料。証紙売りさばき手数料、振込手数料等 |
| 火災保険料 | 各種損害保険料等 |
| 委託料 | 事務事業等について他の機関あるいは特定のものに委託して行わせる際に発生する費用 |
| 使用料及び賃借料 | 家賃や会場使用料、コピー機その他事務用品賃借料など |
| 修繕料、工事請負費 | 店舗の改装費用等 |
| その他 | その他、市長が必要と認める経費 |

※継続事業については、事業運営に係る経費のみとする